

長寿社会を支える

後期高齢者 医療制度

(長寿医療制度)が始まりました。



問 対象となるのは？

答

75 歳以上
の方

65 歳以上の方で

寝たきり等一定の障がいがあると認定された方
※申請して広域連合の認定を受けた方

問 75歳になったらどうやって保険証をもらうの？

答

75歳の誕生日前にお住まいの
市町村から送付されます。

問 医療機関での窓口負担割合は？

答

これまでどおり1割です。
(ただし、一定以上の所得のある方は
3割となります。)

後期高齢者医療被保険者証		有効期限	平成21年 7月31日
被保険者番号		XXXXXXXXXX	
住所		秋田市山王四丁目2番3号	
氏名	広城 太郎	性別	男
生年月日	昭和XX年XX月XX日	昭和XX年XX月XX日	
資格取得年月日	平成20年 4月 1日	平成20年 4月 1日	
発給期日	平成20年 4月 1日	平成20年 4月 1日	
交付年月日	平成20年 4月 1日	平成20年 4月 1日	
一部負担金の割合	1割		
保険者番号	3900000000		
保険者名	秋田県後期高齢者医療広域連合		

後期高齢者医療被保険者証(見本)

お問い合わせ

制度全般に関すること

秋田県後期高齢者医療広域連合

業務課 ☎018-853-7155

総務課 ☎018-838-0610

保険料の徴収・申請等に関すること

お住まいの市役所または

町村役場の後期高齢者医療担当課



秋田県後期高齢者医療広域連合

<http://www.akita-kouiki.jp/>

※ 保険証の交付に関して手数料は一切かかりません。詐欺には十分ご注意ください。